

国営かんがい排水事業 大和紀伊平野 (二期) 地区

事業の概要

本地区は、奈良県・和歌山県にまたがる十津川・紀の川総合開発事業の一環として、昭和25年に着工した国営十津川紀の川土地改良事業により水路等の基幹的農業水利施設が築造された地域であるが、これら施設は築造後相当の年月が経過し、老朽化による機能低下が著しく、安定的な農業用水の確保が困難なうえ、補修等の維持管理に労力と費用を費やしている。

このため、緊急に改修等が必要な山田ダム、大和平野地区内水路56km(全体199km)、紀伊平野地区内水路7km(全体68km)を大和紀伊平野(一期)地区として平成13年度に事業着手しており、大和紀伊平野(二期)地区においては、大和平野の頭首工4ヶ所、揚水機場2ヶ所、地区内水路143km、紀伊平野の地区内水路61km並びに付帯施設の改修等を行うものである。

事業の目的・必要性

本事業は、老朽化に伴い機能低下している農業水利施設の更新整備を行い、農業用水の安定的な供給を図るとともに、近年の都市化に伴う地域の水需要に対応するため、新たに都市用水を生み出し地域の水資源の有効利用にも資するものである。

事業の効率性

効用 (年総効果額):

作物単収の増	37百万円
農業水利施設の改修による維持管理費の減	547百万円
施設更新による現況施設の機能の維持	5,929百万円
開水路を暗渠化することにより安全性が向上する効果	196百万円
施設更新に伴う農業用水の適正利用による河川流況の安定	251百万円
計	6,960百万円

(費用便益比の算定)

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		95,502 百万円	
効 用		6,960 百万円	
廃用損失額		177 百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		33 年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0706	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	98,403 百万円	
費用便益比	= /	1.03	

注1) 妥当投資額、総事業費には一期事業及び関連事業を含む

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

農業水利施設の改修により、農業用水の安定的な供給が可能となるとともに、年間約547百万円相当の維持管理費の節減が図られる。

さらに、本事業により都市化に伴う新たな水需要(約0.5m³/s)に対する水量が生み出され、水資源の有効利用が図られることとなる。

日程・手続き

平成14年9月に土地改良法に基づく事業計画の確定を既に了している。

事業に対する決議

平成12年5月、和歌山県内の本事業関係市町及び土地改良区から構成される十津川紀の川事業紀伊平野地区推進協議会で着工について議決。

平成12年9月、関係土地改良区で構成される大和平野土地改良区特別委員長会議で着工について議決。

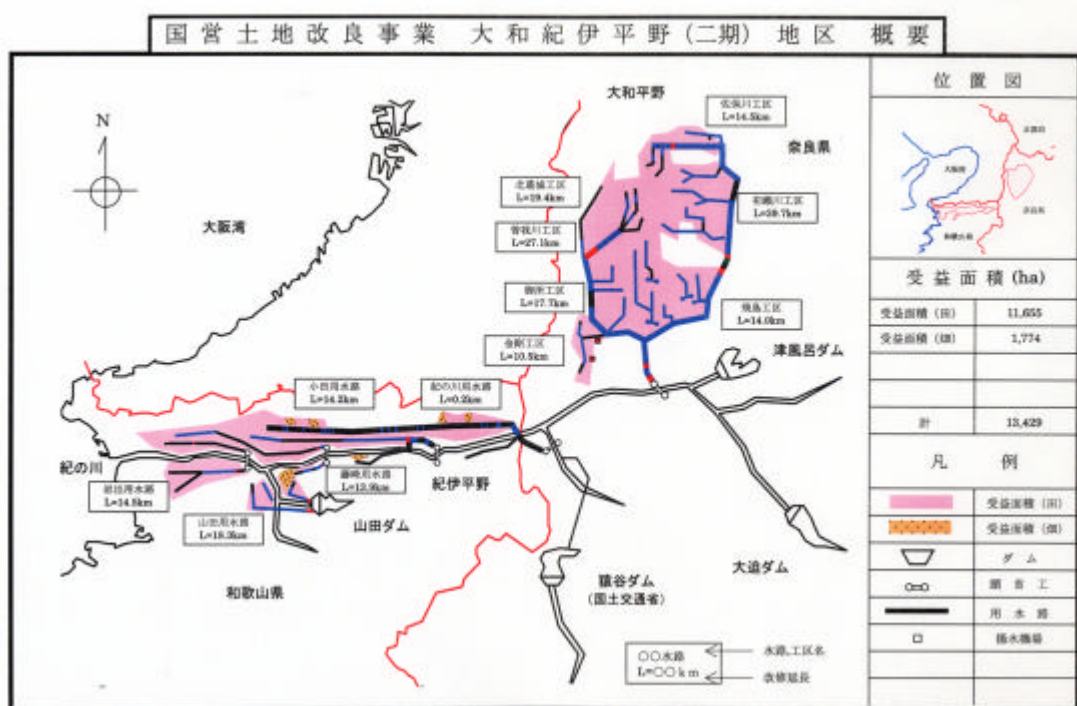
評価担当部局

近畿農政局

概 要 図

1. 受益面積	13,429ha		
2. 受益者数	36,877人		
3. 主要工事計画	(ダム改修)	(1ヶ所)	(1,015百万円)
	頭首工改修	4ヶ所	350百万円
	揚水機場改修	2ヶ所	842百万円
	農業用水路改修	204 km (63 km)	52,728百万円 (17,475百万円)
	合 計		53,920百万円 (18,490百万円)
4. 国営総事業費	72,410百万円		

* () 内は一期分



平成15年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：近畿農政局）（地区名：大和紀伊平野（二期））

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☒
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☒
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☒
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☒
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成15年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：近畿農政局）（地区名：大和紀伊平野（二期））

2．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効利用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☒ ☒
2．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。